

各種手当

児童手当などを受給するには手続きが必要で、支給要件に該当したときは、速やかに手続きをしてください。

児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・3歳未満 1万5000円
- ・3歳以上小学生以下 第1・2子 1万円
第3子以降 1万5000円
- ・中学生 1万円
- ・所得制限対象者 児童1人あたり 5000円

※支払い時期については、左表のとおりです。

該当月	支払日
平成28年2～5月分	平成28年6月10日(金)
平成28年6～9月分	平成28年10月7日(金)
平成28年10月～平成29年1月分	平成29年2月10日(金)

児童扶養手当

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます。

なお、受給から5年を経過された方で、未就労などの場合に支給額が2分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童
- ・父および母が不明である児童

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・全部支給 4万2330円
- ・一部支給 4万2320円～9990円
- ・2人目は5000円、3人目以降は1人につき3000円の加算

遺児手当

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父または母が引き続き1年以上行方不明である児童

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・県遺児手当 4350円
- ・(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- ・市遺児手当 2000円
- ・(支給期間は、5年間)

特別児童扶養手当

身体または、精神に中度・重度の障がい(有する20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます)。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・1級 5万1500円
- ・2級 3万4300円

母子家庭等自立支援事業

母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母親または父子家庭の父親の方が就職に役立つ技能や資格の取

得のため各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合、なお、事前相談が必要となります。

自立支援教育訓練給付金

指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。

支給額 講座受講料の6割相当(上限は20万円)

高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得(看護師、介護福祉士(保育士等)のために1年以上養成機関で修業する方に支給します)。

支給期間 修業期間の全期間(上限3年)

支給月額 10万円(市民税非課税世帯)、7万5000円(市民税課税世帯)

高等職業訓練修了支援給付金

修業期間修了後、一定要件を満たす場合に支給します。

支給額 5万円(市民税非課税世帯)、2万5000円(市民税課税世帯)

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方が修学などの自立促進に必要な理由や疾病などにより一時的に生活援助のサービスが必要な場合や母子家庭、父子家庭となつて間がないなど生活環境の激変により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行います。なお、一定額以上の所得がある方には一部利用者負担があります。(一時間あたり3000円)

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方、またはその方に扶養されている児童および父母のいない20歳未満の児童
- ・子が20歳以上になつたり、子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子、またはその女子が扶養している子

内容

- ・事業開始資金：事業を開始するのに必要な設備、材料、商品などの購入資金
- ・事業継続資金：現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金
- ・技能習得資金：就職、事業開始のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金
- ・就職支度資金：就職するために必要な被服、身の回り品などの購入資金
- ・住宅資金：現在住んでいる住宅の増改築、補修、または自ら居住する住宅の建設購入するために必要な資金
- ・転宅資金：住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金
- ・医療介護資金：医療及び介護を受ける際に自己負担金などに充てる資金

子育て支援事業

子育て家庭の状況やニーズに見合った支援事業を保育所や施設で実施しています。

一時預かり事業

内容 就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などの理由によつて緊急・一時的に保育します。また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする満0歳以上(生後43日以降)で就学前の児童を一時的に保育します。

実施施設

共存園保育所・新開保育園・東愛宕保育園・神島田保育園・蛭間保育園

利用期間

1カ月に14日以内

保育時間

午前8時30分～午後4時30分(ただし、土曜日は、午前8時30分～午後0時30分)

手数料

1日2000円

※「つしま子育て応援券」使用可。

休日保育事業

保護者が就労のため、家庭で保育ができないときに保育所で保育する事業です。

内容 津島市在住で市内保育園に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に就労のため、日中、家庭で保育ができないときにお子さんを保育します。

実施施設

東愛宕保育園

保育時間 午前8時30分～午後4時30分(但し12月29日(木)～1月3日(火)は除く)

利用料 無料

病児・病後児保育事業

児童が病気の時に、保護者がやむをえない理由で家庭で保育ができない場合にお子さんをお預かりします。

実施施設

神島田保育園病児・病後児保育室

利用日 月～金曜日(休園日を除く)

連続して5日間以内

利用時間

午前8時30分～午後4時30分

対象 市内在住の生後6カ月から小学6年生までの児童

利用料 1日2000円

※ご利用には事前登録と診療情報提供書が必要になります。

※「つしま子育て応援券」使用可。

子育て支援短期利用事業

内容 保護者が疾病などの理由で児童を一時的に養育できなくなった場合に、その児童を短期間施設などで保護します。

実施施設 あいさんテラス(津島市)、

衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(犬山市)

利用期間 7日以内

手数料 1日6300円以内

問合せ 子育て支援課児童保育G

内線2223・2224

区分	申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
第1回	5月6日(金)	6月下旬	7月1日(金)
第2回	6月23日(木)	8月下旬	9月1日(木)
第3回	9月8日(木)	11月下旬	12月1日(木)
第4回	11月4日(金)	平成29年1月上旬	平成29年1月17日(火)
第5回	12月1日(木)	平成29年2月上旬	平成29年2月17日(金)
第6回	12月22日(木)	平成29年3月上旬	平成29年3月17日(金)
第7回	平成29年2月16日(木)	平成29年4月下旬	平成29年5月上旬

※平成28年度の福祉資金貸付申請書の提出時期は左表のとおりです。

問合せ 子育て支援課子育て支援G

内線2223・2224